平成２４年（フ）第１９号
山梨県大月市御太刀２丁目１番18号
債務者　土居　一生
1　決定年月日時　平成24年４月25日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年６月25日まで
甲府地方裁判所都留支部破産係

平成２４年（フ）第４３号
長野県松本市大字笹賀5876番地４　内川東アパート７号
債務者　中谷　朋和
1　決定年月日時　平成24年４月25日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年６月25日まで
長野地方裁判所松本支部

平成２４年（フ）第４４号
長野県松本市大字笹賀5876番地４　内川東アパート７号
債務者　中谷　明代
1　決定年月日時　平成24年４月25日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年６月25日まで
長野地方裁判所松本支部

平成２４年（フ）第４６号
長野県安曇野市豊科高家5793番地４　メゾン大谷101号
債務者　山中　市造
1　決定年月日時　平成24年４月25日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年６月25日まで
長野地方裁判所松本支部

平成２４年（フ）第４７号
長野県安曇野市豊科高家5793番地４　メゾン大谷101号
債務者　山中　幸子
1　決定年月日時　平成24年４月25日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年６月25日まで
長野地方裁判所松本支部

平成２４年（フ）第３１号
岐阜県可児市松伏１丁目３番地、住民票上の住所岐阜県多治見市大針町655番地の25
債務者　宮本　泰成
1　決定年月日時　平成24年４月26日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年６月25日まで
岐阜地方裁判所御嵩支部

平成２４年（フ）第３７号
岐阜県美濃加茂市本郷町８丁目７番32号
債務者　比嘉　美輝
1　決定年月日時　平成24年４月26日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年６月25日まで
岐阜地方裁判所御嵩支部

平成２４年（フ）第３９４号
名古屋市西区大金町１丁目14番地　ハイツフェリカⅡ101号
債務者　荒深　仁美
1　決定年月日時　平成24年４月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年６月25日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２４年（フ）第６００号
愛知県大府市共和町３丁目12番地の１　第２さつき荘201号
債務者　近藤　文子
1　決定年月日時　平成24年４月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年６月25日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２４年（フ）第６号
三重県北牟婁郡紀北町紀伊長島区長島1182番地５
債務者　東　安喜子
1　決定年月日時　平成24年４月26日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年６月25日まで
津地方裁判所熊野支部

平成２４年（フ）第２４号
大津市栄町８番31―1008号
債務者　松田裕美子
1　決定年月日時　平成24年４月26日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年６月25日まで
大津地方裁判所民事部

平成２４年（フ）第７５号
大津市比叡辻２丁目11番２―305号
債務者　藤野まどか
1　決定年月日時　平成24年４月26日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年６月25日まで
大津地方裁判所民事部

平成２４年（フ）第１１２号
滋賀県湖南市石部北１丁目６番26―404号
債務者　田伏　仁子（旧姓長谷川）
1　決定年月日時　平成24年４月26日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年６月25日まで
大津地方裁判所民事部

平成２４年（フ）第１１３号
滋賀県野洲市冨波乙808番地７　シャレー富士美台１―Ｃ号、前住所滋賀県野洲市久野部187番地５　グランドール野洲106号
債務者　髙橋志帆こと　張　　恩實
1　決定年月日時　平成24年４月26日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年６月25日まで
大津地方裁判所民事部

平成２４年（フ）第１１７号
滋賀県草津市若竹町６番７号　若竹グランドハイツ202号
債務者　橋本いはお（旧姓野瀬）
1　決定年月日時　平成24年４月26日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年６月25日まで
大津地方裁判所民事部

平成２４年（フ）第１２６号
大津市大石中５丁目18番13号
債務者　岸野　正彦
1　決定年月日時　平成24年４月26日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年６月25日まで
大津地方裁判所民事部

平成２４年（フ）第１２０号
奈良市般若寺町165番地　コスモスハイツ201号
債務者　北島　外史
1　決定年月日時　平成24年４月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年６月25日まで
奈良地方裁判所